

第3期

かみかわ教育創造プラン

神河町教育基本計画



神河町教育委員会

神河町教育基本計画

第3期 かみかわ教育創造プラン

令和3（2021）年度～令和6（2024）年度

目次

I 第3期「かみかわ教育創造プラン」策定にあたって

II はじめに

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 神河町の教育をめぐる現状と課題

III 基本構想図

IV 第3期かみかわ教育創造プラン

- 1 基本理念
- 2 神河町のめざす人間像
- 3 神河町のめざす教育目標
- 4 学校（園）教育の推進

基本方針1 「生きる力」を育む教育の推進

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

5 社会教育の推進

基本方針3 人生100年を通じた学びの推進

6 教育委員会活動の推進

I 第3期「かみかわ教育創造プラン」策定にあたって

神河町教育長 入江多喜夫

平成が終わり、令和となって2年が経ちました。平成が始まった1989年に改正された学習指導要領では、「個性を生かす教育」が提唱され、小学校低学年で生活科が新設されました。1998年の改正では、「ゆとり教育」が継承され、小学校3年生からの総合的な学習の時間が新設されました。次の2008年の改正では、それまでの教育の流れに終止符を打ち、「ゆとり教育からの脱却」が強く提唱され、総授業時間数が増え、小学校高学年に外国語活動が導入されました。

その後、「生きる力」という理念の共有や特別の教科「道徳」の完全実施等を経て、令和を目の前にした2017年の改正では、「主体的・対話的で深い学び」が重視され、外国語教育と情報活用能力（プログラミングを含む）の充実が図られました。

この間、日本の人口は、2008年の約1億2800万人をピークに徐々に下降線を描き、2019年には、約1億2600万人まで減少しました。少子高齢化の波が、全国の地方を中心に押し寄せ、小さな村や町を飲み込もうとしています。人が減り往来が少なくなった反面、SNSに代表される電子媒体を介した情報の往来が、想像を絶する速さで増加しています。そのような背景を踏まえ、学習指導要領も時代とともに変遷を重ね、今回の改正でも情報化社会に生きる子どもの教育環境の変化に対応するものとなっています。

兵庫県では、2019年に第3期ひょうご教育創造プランを策定し、基本理念を「兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくり」、重点テーマを「未来への道を切り拓く力の育成」として、自立して未来に挑戦していく態度と生きる力を養うとともに、変化が激しく、予測が難しい時代の中で、次代を担う人づくりに取り組もうとしています。

神河町でも、第2期かみかわ教育創造プランの最終年度を迎え、2016年から2020年の5か年における取組の成果と課題を検証するとともに、改善すべき点、継承すべき点を明確にし、2019年に策定された第2期神河町長期総合計画のめざす「大好き！私たちの町 かみかわ」を踏まえ、今後4か年にわたる第3期かみかわ教育創造プランを策定する運びとなりました。

今後、神河町の今を生きる、神河町の未来を支える人づくりのために、第3期かみかわ教育創造プランにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。生きる力の育成や学習環境の充実を基本方針とした「学びに向かう力を高める」学校教育と、人権文化や歴史文化を大切にする中で郷土に誇りを感じる心の醸成や生涯学習等、人生100年を通じた学びの実践を基本方針とした「学びを広げる力を高める」社会教育を力強く推進していきます。

か しっかり かんがえる
み じぶんを みがく
か ゆたかに かんじる
わ ところで わかる



II はじめに

1 策定の趣旨

国では、平成30年6月、教育基本法の理念を踏まえた第3期教育振興基本計画を策定し、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」をテーマとして掲げた。

県も、この計画を受けて、「『未来への道を切り拓く力』の育成」を基本理念とした第3期ひょうご教育創造プラン（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）を策定した。

本町においては、第2次神河町長期総合計画（令和元（2019）年度～令和10（2028）年度）で、「ハートがふれあう住民自治のまち」をまちづくりビジョンとして掲げ、「ハートが安らぐまちづくり」「ハートが賑わうまちづくり」「ハートが繋がるまちづくり」の3つの考え方に向けて、子どもたちが愛情につつまれて育つ町づくりをめざしている。

現在の子どもたちは、人口減少や少子高齢化、高度の情報社会化、急速なグローバル化した社会の中に置かれている。本町の子どもたちも例外ではない。変化の激しい現在社会の中で、自分の夢や志を持ち、人々と学びあい、支えあい、育みあいながら「ふるさとを愛し、こころ豊かで自立する」子どもたちを育むために、国や県、町の理念を基に、教育委員会、学校（園）、家庭、地域が連携・協力しながら、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を広げる第3期かみかわ教育創造プランを策定し、推進していく。そして、教育政策の遂行にあたっては、効果的かつ着実に進めるために客観的な根拠を重視した政策を推進していく。

【教育基本法】（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



2 計画の位置づけ

(1)本計画は、「第2次神河町長期総合計画」を上位計画とし、「前期基本計画」の教育分野の基本目標に基づき策定する計画である。

(2)第3期かみかわ教育創造プランは、教育基本法第17条2項の規定により、第1期(平成23年度～平成27年度)第2期(平成28年度～令和2年度)かみかわ教育創造プランの成果と課題を引き継ぎ、第3期の神河町教育基本計画として策定する。その内容は、幼児期から小学校、中学校までの学校教育、社会教育、家庭教育など本町の教育全般に関して、各分野の個別計画の基本となる計画であり、それらの成果指標を示す計画でもある。毎年度実施計画を立て、具体的な施策を実践しその検証を行うものとする。

(3)本計画の期間は、今回に限り令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間として、「第3期ひょうご教育創造プラン」と、「第2次神河町長期総合計画」の「前期基本計画」を受けて、次回の「第4期かみかわ教育創造プラン」の策定・実施・検証までを見通した期間とするものである。

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
県の計画	ひょうご教育創造プラン										
	第3期					第4期					第5期
町の計画	第2次神河町長期総合計画										第3次
	前期基本計画					後期基本計画					前期
	かみかわ教育創造プラン										
	第2期	第3期					第4期				



3 神河町の教育をめぐる現状と課題

「学校が楽しいか」という質問に、神河町のほとんどの子どもたちは、「楽しい」と答えている。また、友だちと会うことも「楽しい」と答えている。この子どもたちの気持ちは、第1期、第2期かみかわ教育創造プランによる本町各学校（園）が取り組んできた一番の成果ではないかと考える。

全国学力・学習状況調査での本町の子どもたちの学力達成度傾向として、ここ数年間国語・算数・数学の基礎的基本的な知識や技能面は、国や兵庫県を上回っている。しかし、それらを活用して思考し、判断し、表現する学力は、国や兵庫県をやや下回る傾向がある。また、学習状況調査の結果から、起床や就寝、朝食、挨拶等の子どもたちの基本的な生活習慣、家族、地域行事への参加率等、子どもを取り巻く人間関係も国レベルを上回っており、本町の子どもの学びを支える教育環境は、比較的良好といえる。

しかし、本町の子どもたちにも課題は存在している。以下の課題は、第3期かみかわ教育創造プランに基づくこれからの4年間の教育実践の課題となる。

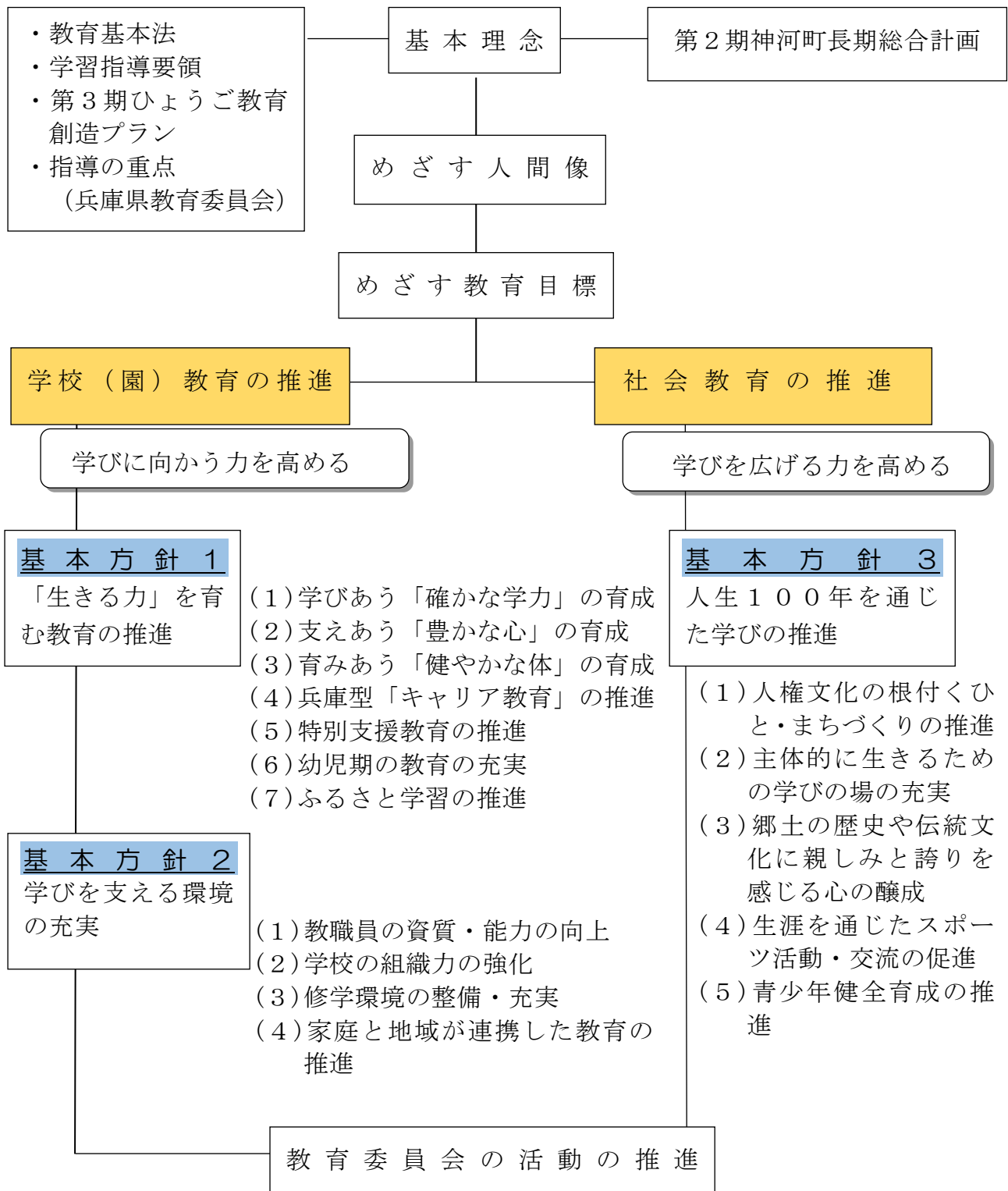
一つ目の課題は、子どもたちが学習や生活の中で自立する力（自己管理能力）の育成である。子どもたちの一日の限られた時間の中で、テレビ・ゲーム・スマートフォン等の情報機器と接する時間が長く、国と比較して、予習・復習等の主体的な学習時間や読書時間が短いという実態が続いている。これらの生活実態は、子どもたちの自立心を阻害する要因の一つになっている。子どもたちが、自分自身の生活をコントロールし、管理・改善できる力を育てていくことが、これからの大きな課題になる。

二つ目の課題は、身につけた基礎的基本的な知識・技能を生活に活用する力（思考力・判断力・表現力）の育成である。過去5年間の全国学力・学習状況調査結果を見ると、基礎的な問題で全国平均を下回ったことはないが、活用する問題においては平均に届かなかったことが小学校・中学校共にあった。このことから、これからの時代をたくましく生きるには、基礎的基本的な知識・技能を活用しながら、様々な情報を使いこなし、社会に対応していく力を育成していくことが求められる。

三つ目の課題は、学校の組織力と教職員の資質・能力の向上である。ここ数年で、経験豊かな教師の大量退職に伴い、若い教師が増えたため神河町の職員の平均年齢が低くなっている。また、リーダーとなるべき中堅層である40代の教職員が少ない。そこで、園児児童生徒と向き合う時間を確保するために勤務時間の適正化を図ると共に、神河町の子どもたちの学力向上のために教師の指導力・授業力を向上させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を進める。

四つ目の課題は、子どもたちの学びを支える環境の充実である。神河町の子どもたちは、これまでも地域に守られて成長してきた。昨年の調査では、地域行事に参加している児童は91%、生徒は77%という高い数値であった。しかし、人口減少社会の到来や子どもが自然の中で豊かな経験をして感性を豊かにする機会が減ってきていることにより、人間関係が希薄になることが予想される。このような状況の中で、教育の出発点といえる家庭教育の基盤をしっかりと築くことが必要である。そのためにも、学校・家庭・地域の連携・協力した取組が重要である。

Ⅲ 基本構想図 <第3期かみかわ教育創造プラン>



IV 第3期かみかわ教育創造プラン

1 基本理念

ふるさとを愛し ころ豊かで 自立する 神河の人づくり
～ 夢や志を持ち、たくましく生きる力を育てる ～

2 神河町のめざす人間像

- 知徳体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- 共に支えあいながら、自らの明日を切り拓き、神河の未来を担う人
- ふるさとを愛し、伝統と文化を尊重しつつ、創造力や挑戦する心、共生の心を持って生き生きと活動する人

3 神河町のめざす教育目標

- 基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力を育てる。
- 生命を尊び、他者への思いやりや寛容の心、人権を尊重する精神を持ち、多様な人々と豊かに共生する態度を育てる。
- 自然や生活の中で遊びや体験活動、交流活動を深め、幅広い知識や教養、柔軟なコミュニケーション能力を培い、豊かな社会性を身に付ける態度を育てる。
- 体力・運動能力の向上と食習慣や健康に関する意識の涵養を図り、心身の調和がとれた健やかな体づくりに取り組む態度を育てる。
- 生涯学習としての学びの機会や場を充実させ、ハートのふれあうひと・まちづくりを通じて、学び続ける態度を育てる。
- 地域の歴史文化や伝統を大切にし、地域の活動等に積極的に関わろうとする、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う心を育てる。

4 学校（園）教育の推進

神河町の未来を担う子どもたちの学びあう「確かな学力」、支えあう「豊かな心」、育みあう「健やかな体」を育む学校（園）教育を推進する。そのために、学校、家庭、地域が効果的に連携し、子どもたちの学びを支える神河の教育環境の仕組みを確立する取組をする。

基本方針1 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちが生きていくこれからの社会は、複雑で予測困難な社会と言われる。こうした社会においては、主体的な学びや多様な人との協働を通じて問題解決につなげる価値観や行動を生み出すこと、生活・人生を豊かなものにしていくための感性を働かせることが求められている。

そのためには、神河の子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、新学習指導要領に基づき、各学校園段階の接続を重視しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが不可欠である。加えて、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、障がいの有無等にかかわらないインクルーシブ教育の構築を図る特別支援教育を含め、次の7つの基本的方向に沿って取組を推進する。

基本的方向

- (1) 学びあう「確かな学力」の育成
- (2) 支えあう「豊かな心」の育成
- (3) 育みあう「健やかな体」の育成
- (4) 兵庫型「キャリア教育」の推進
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 幼児期の教育の充実
- (7) ふるさと学習の推進



施策・具体的取組と評価の基準

(1) 学びあう「確かな学力」の育成

施策及び具体的取組	評価の基準
<p>ア 学力向上の推進</p> <p>(ア) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・教員を対象に授業改善に向けた実践的な研修を実施する。・スーパーティーチャー等の活用や授業研究のための校内研修の実施を進める。・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う。・授業の中でめあてを提示して児童生徒と共有し、自らの学びを実感できる振り返りを行う。・繰り返し学習の指導方法の工夫や、学習タイムの充実、家庭学習の手引きの活用等により、学習習慣や基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図る。	<ul style="list-style-type: none">○授業研究及び校内研修を実施した職員数の割合○授業で「めあて」と「振り返り」が示されたと認識する児童生徒の割合○「授業がよく分かる」と答える児童生徒の割合

・適切な発問や指示・説明、構造化された板書等の基本的な授業技術を磨く。

・全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上対策を推進する。

(イ) 家庭学習の充実

・「家庭学習の手引き」の効果的な活用を図り、児童生徒が主体的に学習に取り組む意欲や態度を育成する。

・家庭での読書を継続することで、幅広い知識や豊かな情操を養う。

イ 国際理解を深める教育の推進

(ア) 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の推進

・ALTとのふれあいや対話、討論の機会を充実させ、児童生徒の「聞く」「読む」「話す」「書く」などの能力の向上を図る。

(イ) 英語の実践的な運用能力の育成

・児童生徒の語学力、コミュニケーション能力の向上や小学校教員の英語指導力の向上のために、ALTの有効な活用を図る。

・自己表現が豊かにできる児童生徒を育てる。

ウ 理数教育の充実

(ア) 科学技術人材育成のための理数教育の充実

・児童生徒の実感を伴った理解につなげるために、観察実験等の体験的な学習や数・式・図表・グラフ等を用いた探求的な学習活動を充実し、魅力ある授業づくりをする。

(イ) 観察・実験の指導力の向上

・専門性を持った高等学校教員やゲストティーチャー等を活用し、観察・実験技能を高め、職員の指導力向上を図る。



○自分の考えを発表する機会が与えられていると認識する児童生徒の割合

○全国学力学習状況調査での国語、算数・数学、理科、英語の正答率が、全国平均を上回る。

○「家庭学習時間のめやす」に沿って学習している児童生徒の割合

○読書の時間を増やす工夫をしている児童生徒の割合


○「英語の授業がわかる」と回答する児童生徒の割合

○英語が話せるようになりたいと思う児童生徒の割合

○「理科、算数・数学が好き」と答える児童生徒の割合

<p>エ 読書活動の推進</p> <p>(ア) 読書への関心の高揚と習慣の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校司書の一層の活用を図り、校内の掲示物、学校全体における言語環境を整備し、児童生徒の本への興味・関心を高める。 ・カーミン読書週間を通じた読書活動や家庭と協力した読書活動の充実を図る。 <p>オ 情報活用能力の育成</p> <p>(ア) 発達段階に応じた情報活用能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの基本的操作を習得する活動やプログラミングを体験し、論理的思考を身につける学習を計画的に実施する。 <p>(イ) 情報モラル・セキュリティ意識の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なコミュニケーションの在り方や個人情報的重要性、肖像権や著作権等の権利の尊重などについて、自ら考え判断する学習活動を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校司書を配置したことによる読書活動の実績 ○カーミン読書「豊かなこころ認定証」達成率 ○ICTを活用した授業の割合 ○PTAや児童生徒への情報モラルの啓発実績
---	--

(2) 支えあう「豊かな心」の育成

施策及び具体的取組	評価の基準
<p>ア 兵庫型「体験教育」の推進</p> <p>(ア) 幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験、福祉体験、ボランティア体験、就業体験等の人や社会とかかわる体験活動を年間指導計画へ位置づけ、主体的・自発的な活動を通して、達成感や自己有用感を感じ取らせ、自立心を育む。 ・幼小、小中の連続性や、教科を関連づけた計画をし、事前・事後指導を充実させる。 <p>(イ) 発達段階に応じた本物に親しむ体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬の自然体験の実施（小1、小4、中2） ・自然学校の実施（小5） ・わくわくオーケストラの実施（中1） ・トライやる・ウィークの実施（中2） ・修学旅行の実施（小6、中3） ・県民芸術劇場 ・幼小中の交流体験活動 <p>(ウ) 持続可能な社会の担い手を育成する環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境体験学習(小3)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○難しいことに失敗を恐れず挑戦している児童生徒の割合 ○体験活動を通して自己の成長を感じた児童生徒の割合 

<p>イ 道徳教育の推進</p> <p>(ア)他者や自己との「対話」による道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題解決的な学習等の多様な指導方法により考えを深め、実践的な道徳の授業力を向上させる。 <p>(イ)学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観やオープンスクール等の機会を捉え、道徳の授業を積極的に公開する。  <p>ウ 人権教育の推進</p> <p>(ア)多文化共生社会の実現をめざす教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における人権教育目標の実現のため、人権教育の全体計画や年間指導計画を作成し、発達の段階に応じて、各教科や総合的な学習の時間等の教育活動全体を通じて組織的に取り組む。 <p>(イ)人権課題の主体的解決に向けた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、他者と共生する態度を育成するため、学校の教育活動全体を通じて、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・拉致問題・性的マイノリティ・その他人権にかかわる新しい課題に対する人権教育の推進を図る。 <p>エ 「兵庫の防災教育」の推進</p> <p>(ア)「伝え」「活かし」「備える」実践的な兵庫の防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な場面や状況で、災害の発生を想定したシミュレーションや避難所での生活や行動、備蓄などを考え、防災に関する実践力を高める。 <p>(イ)震災からの創造的復興の経験をいかした被災地の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科や体験活動等を通じて、災害から自らの生命を守るために主体的に活動する力を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の全体計画・年間指導計画の作成・改訂実績 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ○保護者や地域への道徳授業の公開実績 ○人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しと作成実績 ○町人協等での人権学習公開の公開実績 ○いじめは絶対に許されないと 思う児童生徒の割合 ○人に役立つ人間になりたいと 思う児童生徒の割合 ○講師（人権擁護委員等）招聘による「人権教室」の実施回数実績 ○防災対応マニュアルの再点検と見直し ○防災訓練等の延べ回数実績 ○「兵庫の防災教育」の推進のための授業や行事を行っている実績
---	---

(3) 育みあう「健やかな体」の育成

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 体力・運動能力向上の推進</p> <p>(ア) 豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康や安全を確保しながら、運動の特性や魅力にふれさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する意欲や資質能力の育成を図る。 <p>(イ) 体力・運動能力向上を図る態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の能力や適性、興味・関心等を踏まえた年間指導計画を作成する。また、目標や内容等を評価し、指導方法の工夫・改善を図る。 体力や運動能力の向上のため、新体力テスト等の計画的な実施や業間の活用、学校行事等を通じて、スポーツ活動を継続的に行い、運動習慣を定着させる。 <p>イ 食育・健康教育・安全教育の推進</p> <p>(ア) 食育の組織的・計画的・継続的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、組織的計画的に食育の推進を図り、家庭・地域の協力を得た食育の実践に取り組む。 <p>(イ) 積極的に健康な生活を実践する力を育む保健教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な保健管理、保健指導を通して、児童生徒の心身の健康の保持・増進を図るため学校保健を充実する。 「アレルギー疾患対応マニュアル」に基づき食物アレルギー等への対応を充実する。 栄養教諭による栄養指導や食育指導を実施し、食に関する関心を高める。 <p>(ウ) 危機に対し、適切に対応できる力を育む安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画を作成し、自ら身を守り安全を確保する意識や能力を高める。 新型コロナウイルス等の感染症予防のための感染症対策を行うとともに、ひょうごっ子悩み相談等の相談機関やSC等の専門家を活用し心のケアに対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝・業間・放課後の時間等を活用した全校運動タイムの実施 ○全国児童生徒体力・運動能力調査の昭和60年全国平均との比較達成率 ○「運動・スポーツをすることが好き」と答える子どもの割合 ○栄養教諭等による食育指導の実績 ○飲酒、喫煙、薬物乱用等防止教室の実績 ○栄養指導・食育指導・アレルギー対応訓練を実施した実績 ○手洗い、咳エチケット及び清掃・消毒の指導を行った実績 

(4) 兵庫型「キャリア教育」の推進


施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 体系的・系統的なキャリア教育の推進</p> <p>(ア)小・中一貫したキャリア形成を図る取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育を年間指導計画へ位置づけ、校内の組織的・系統的な体制を推進する。 <p>(イ)キャリアプランニング能力等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校用「キャリアノートモデル」(県教委)や小中学校用「キャリア教育指導資料」(県教委)を積極的に活用し、児童生徒が自分自身の成長を振り返り、学ぶことや働くことの意義の理解と、自己の夢の実現に向けて歩んでいくキャリアプランニング能力育成のための支援をする。 <p>イ 社会に触れる機会の充実</p> <p>(ア)社会参画に必要な態度や能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域、関係機関と連携し、自然・社会・就業・もの作り体験等の多様な体験活動を通して、社会と自分とのかかわりを認識させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小1プロブレム、中1ギャップ解消に向けた幼小や小中連携交流活動の回数 ○将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ○キャリアノートを活用した実績 ○地域福祉体験活動・ボランティア活動行事の延べ回数実績

(5) 特別支援教育の推進

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 連続性のある多様な学びの充実</p> <p>(ア)教育的ニーズに応じた指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画を作成し、活用する。 ・個別の指導計画を作成し、活用する。 ・障がいの程度に応じて自立活動を含めた個別の教育課程を適切に編成する。 <p>(イ)すべての教職員の学びの継続による特別支援教育についての専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援体制を整える。 <p>(ウ)進学時の引き継ぎ情報を活用した支援・指導の継続と、通常学級における特別支援教育(通級指導)の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターを中心に、特別に支援が必要な子どもたち一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた教育を充実する校(園)内支援体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別の教育指導計画・個別の教育支援計画(サポートファイル)の活用実績 ○特別支援教育の校内研修の実施 ○特別に支援が必要な幼児児童生徒についての共通理解を図った「子どもを知る会」等の校(園)内会議の回数実績

<p>イ 一貫性のある支援体制の構築</p> <p>(7) 連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前から義務教育卒業後までを見通した相談・支援体制を充実させる。 <p>(イ) 特別支援教育に関する理解啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談できる支援体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各幼小中で関係機関と連携したサポート会議を実施し、個別の支援の在り方を協議した実績 ○保護者との教育相談の回数
---	---

(6) 幼児期の教育の充実

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 幼児期における教育の質の向上</p> <p>(7) 幼児一人ひとりの発達の特性に合った質の高い保育の推進</p> <p>(イ) 幼小教職員による参観、合同研修会等の連携・交流・接続の推進</p> <p>イ 開かれた園づくり</p> <p>(7) 学校・家庭・地域社会の連携に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた園づくりのために、園の自己評価や関係者評価を公表したり、園児の日常の姿を積極的に発信したり、保護者同士の交流の機会を設定したりし、子育て支援や預かり保育の充実に努める。  <p>(イ) 地域との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保・園・小・中・高・高齢者・未就園児・家庭・地域との直接的な交流活動を行い、園児の伝え合う力や人とかかわる力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各園の評価や関係者評価の公表実績 ○円滑な接続・小1プロブレム解消のために小学校と交流連携した回数 ○各園のHP情報発信の実績 ○保護者との教育相談の実績 ○幼稚園ウィークでの園公開日数 ○預かり保育の実績(延べ利用人数) ○交流保育や地域との交流活動の実績

(7) ふるさと学習の推進

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア ふるさと意識を醸成する教育の推進</p> <p>(ア) 神河町の魅力を認識し、ふるさと神河に誇りを持つ教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科、特別活動、総合的な学習の時間の中に計画的に位置づける。 神河町の歴史文化を活用した児童生徒のふるさと学習活動を推進する。 <p>(イ) 歴史文化に関する教育等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区の伝承・伝統文化事業等を支援する。 町内の歴史的文化遺産や宝ものにふれ、郷土を見つめ、地域とつながる「ふるさと学習」の充実を図り、伝統や文化を尊重する態度を育成する。 歴史文化遺産保存活用地域計画に基づく「かみかわ歴史文化ハンドブック」等の活用を図る。 <p>イ 人々とのふれあいを通じて地域を大切に思う心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の行事等に積極的に参加する機会を増やし、地域の一員としての意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふるさと学習」の指導計画への位置づけ ○神河町の自然や歴史、文化、昔話等について説明できる児童生徒の割合 ○地区への支援回数 ○ふるさと学習講師派遣実績 ○将来も神河町に住みたいと思う児童生徒の割合 ○地域の行事に参加したり、地域の人と交流したりした割合



基本方針 2 子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、学習環境を整備するとともに、教育の原点である家庭の教育力や子どもを見守り支える地域の教育力を高めることが重要である。加えて、新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められており、学校教育の家庭及び社会との連携・協働がより一層求められている。

そのためには、子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人ひとりの資質・能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について校長のリーダーシップのもと学校全体で取り組む組織づくり、安全・安心で質の高い教育環境の整備、ICT 環境の充実を図ることが必要である。加えて、子どもたちが安心できる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを支援し、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総掛かりの教育を推進することが必要である。

そこで、次の4つの基本的方向に沿って取組を推進する。

実践目標

- (1) 教職員の資質・実践的指導力の向上
- (2) 学校の組織力の強化
- (3) 修学環境の整備・充実
- (4) 家庭と地域と連携した教育の推進

施策・具体的取組と評価の基準

(1) 教職員の資質・実践的指導力の向上


施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 質の高い教職員の育成</p> <p>(ア) 教職員資質向上研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の専門性と実践的指導力の向上をめざし、県教育研修所と連携した資質や技能向上研修および教員の主体的な校内研修の取組を推進する。 <p>(イ) 教職員としての心構えの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の職務と使命を深く自覚し、法令の遵守はもとより、子どもへの深い愛情及び責任感等の基本的姿勢を確立する。 <p>イ 教職員の働き方改革の推進</p> <p>(ア) ワーク・ライフ・バランスに配慮のある職場環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校業務改善の取組等を通じた教職員の子どもと向き合う時間の確保や教職員の心身ともの健康が、児童生徒への良い教育に繋がるという考え方のもと、「仕事に」「家庭に」活躍できる職場づくりに努める。 ・衛生委員会を開催し、長時間労働や健康障害のチェックやメンタルヘルスの保持増進に配慮した校内外体制を協議し整備、充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校（園）の自己評価及び学校（園）関係者評価の実績 ○授業研究・研修を実施した職員数の割合 ○町教職員研修会の開催実績 ○勤務時間の適正化（ノー残業デー、ノー部活デー等の完全実施

(2) 学校の組織力の強化

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 組織的効率的な学校運営を進める (ア) 学校評価を活用した運営改善と評価結果の公表 ・学校評価結果を学校評議員に説明し、保護者や地域の人々の意向を学校運営改善に活用する。</p> <p>イ 地域・家庭と連携したいじめ等問題行動・不登校への対応 (イ) 「豊かな人間性を育む、魅力ある学校づくり」の推進 ・各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的な調査や教育相談の実施等によるいじめの積極的な認知に努める。</p> <p>(ロ) いじめ等問題行動対策の推進 ・学校の組織的な対応によるいじめ・不登校の未然防止と早期発見・早期対応能力の向上に努める。 ・「いじめを決して許さない学級・学校づくり」を推進する。</p> <p>(ハ) 不登校等対策の推進 ・授業づくりや集団づくりを推進するとともに、適応指導教室を設置し、適切なかかわりの場を確保する。また、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携して悩みを積極的に受け止め、共感的・受容的な児童生徒理解を進める相談体制を整備する。</p>	<p>○各校園の評価や関係者評価の公表</p> <p>○いじめの実態把握のためのアンケート調査と学校相談週間の実施実績</p> <p>○「神河町いじめ防止基本方針」に基づく校内研修の実績</p> <p>○認知したいじめに適切に対応し、解消した割合</p> <p>○不登校児童生徒・問題行動を起こした児童生徒への適切な指導</p> <p>○不登校支援員の配置実績</p> <p>○「学校は楽しい」と思う児童生徒の割合</p> <p>○悩み等を相談できる人がいる児童生徒の割合</p>

(3) 修学環境の整備・充実

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 安全・安心な教育環境整備の推進 (ア) 老朽化対策、トイレ改修、空調設備等の充実 ・施設設備の安全点検、及び、修繕の実施</p> <p>(イ) 子どもの安全を守る体制の推進 ・危機発生時の対応マニュアルを作成し、定期的に危機発生時に備えた研修や訓練を実施する。</p> <p>・地元産の食材の使用率を高め、安全・安心な新鮮でおいしい学校（園）給食に努める。</p>	<p>○安全点検の実施と危険箇所の修繕の実績</p> <p>○交通安全教室・防犯教室・避難訓練等の実績</p> <p>○学校（園）における危機管理・防災対応マニュアルの再点検と見直し実績</p> <p>○食材の地産地消の割合目標の達成率</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・各学校（園）の食育指導の充実を図る。 ・「町食育推進計画」に基づき、食材の地産地消の割合目標に近づける。 ・各学校（園）の食育指導計画に栄養教諭による栄養教室を加え、指導の充実を図る。  <p>イ ICT 等の先進的な学習基盤の整備</p> <p>(ア)「主体的・対話的で深い学び」を支援するICT環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G I G Aスクール構想を実現する。 ・スマートフォン等に関するルール作りやマナーについて家庭と連携協力し、情報モラルの向上をめざす。 ・大型提示装置、実物投影装置、タブレット等のI C T機器等を活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養教諭による栄養教室等の食育指導の実施 ○G I G Aスクール構想実現に向けた環境の整備状況 ○授業でのI C T機器の活用状況
--	---

(4) 家庭と地域と連携した教育の推進

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 家庭の教育力の向上</p> <p>(ア)家庭への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安心して活力ある生活が送れるよう、基本的な生活・学習習慣の確立や家庭教育に関する情報を定期的な学校（園）便り、各校園のホームページ等により情報発信する。 ・「家庭学習の手引き」による家庭での基本的な生活習慣や家庭学習の大切さの啓発に努める。 <p>(イ)親としての学びへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て学習事業おひさまを活用し、研修や相談を行い、子育てに対する自己肯定感や楽しく子育てができる実践力を高める。 ・「第2期神河町子ども・子育て支援事業計画」に基づき保護者がいきいきと暮らし、子育てが楽しいと思えるまちづくりをめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な学校（園）便りの発行実績 ○各校園のホームページへの情報発信及び更新の取組実績 ○「家庭学習の手引き」による家庭での基本的な生活習慣や家庭学習の大切さの啓発実績 ○子育て学習事業おひさまの延べ利用者実績 ○「第2期神河町子ども・子育て支援事業計画」の推進

<p>イ 「地域とともにある学校」づくりの推進</p> <p>(ア) 開かれた学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オープンスクールやケーブルテレビ、広報紙の活用により学校運営に関する新しい情報を積極的に提供し、開かれた学校づくりを推進する。 ・ 地域住民によるボランティア活動を受け入れたり、地域との交流を促進したりするなど、地域の教育力を活用し学校園の教育環境の充実を図る。 <p>(イ) 地域全体で子どもを育てる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと学習、環境学習等の体験学習での地域の教育力の活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスクール学校公開の合計日数 ○ 保護者参観の回数実績 ○ 学童保育クラブの実績(延べ利用人数) ○ 講師(地域住民)招聘による「ふるさと学習」の活動実績
---	---



5 社会教育の推進

基本方針3 人生100年を通じた学びの推進

「人生100年時代」を見据え、すべての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを活かして活動できる社会を形成することが求められている。

そのためには、町民一人ひとりが、その生涯を通じて必要な知識、技能及び技術を学び、活用して、知的・人的ネットワークを構築するとともに、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きる環境を整備することが重要である。また、地域創生を図るとともに、グローバル社会において他者と共に生きるためにも、それぞれの個人が、そのよりどころとする「ふるさと」を知り、その文化を次代につなぐことが重要である。加えて、町民一人ひとりが人生を健康に生き生きと過ごす社会づくりが必要である。また、子どもの頃から、基礎的な体力を身に付けることはもとより、人生100年を通じて運動・スポーツに親しむために、「する・みる・ささえる」の観点から、競技スポーツ、生涯スポーツ、障がい者スポーツの推進を図る必要がある。

そこで、次の5つの基本的方向に沿って取組を推進する。

実践目標

- (1) 人権文化の根付くひと・まちづくりの推進
- (2) 主体的に生きるための学びと場の充実
- (3) 郷土の歴史や伝統文化に親しみと誇りを感じる心の醸成
- (4) 生涯を通じたスポーツ活動・交流の促進
- (5) 青少年健全育成の推進


施策・具体的取組と評価の基準

(1) 人権文化の根付くひと・まちづくりの推進

施策や具体的実践	評価の基準
ア 「神河町人権尊重のまち」宣言の啓発 (ア)一人ひとりの人権が尊重される社会をめざし、人権意識を育てる取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「毎月11日は人権をたしかめる日」の定着を図るための広報に努める。 ・「地区別人権教室」をさらに活性化し、魅力あるものにしていく。 ・町人権文化推進員の研修を行い、人権啓発のリーダーを育成する。 ・人権啓発講演会を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・各学校（園）において町人協の指定を受けた人権教育実践発表会を開催する。（神人教・西人教の指定を含む） ・神人教・西人教・兵人教・全人教大会に出席し、人権課題の解決に向けて取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発チラシの全戸配布 ○啓発のぼり旗掲揚実績 ○「地区別人権教室」「事前研修」参加人数の比較分析 ○人権啓発講演会への参加人数 ○各校（園）の発表会指定 ○神人教・西人教・兵人教・全人教大会参加実績

<ul style="list-style-type: none"> ・人権・青少年健全育成合同大会を開催する。 ・人権啓発ポスターや標語、人権文集「かみかわの子」発行、「人権みつけた心の窓写真展」開催などの取組を進めることによって、人権の大切さを啓発する。 <p>(イ)地区の実態に応じた人権学習支援事業への取組と人権意識の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神河町「人権尊重のまち」宣言のもとに、すべての人々の人権を守り、明るく住みよい共に生きる社会をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の人権主張への参加実績 ○ポスター・標語等各作成実績と応募実績 ○杉の子学級（小中）での学習実績 ○寺小っ子体験塾での学習実績 ○神崎小ふれあい教室での学習実績
--	---

(2) 主体的に生きるための学びと場の充実

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 学びの充実</p> <p>(ア)ライフステージに応じた学びの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある公民館事業を創造し、町民のニーズに応じた学習や体験の機会を提供し支援する。 <ul style="list-style-type: none"> *成人ゼミナール *古文書教室 *英会話教室 *パソコン教室 *子ども公民館教室 等 ・魅力あるシニアカレッジ事業を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> *教養講座・趣味講座 *講演会等 ・公演事業を充実する。 <ul style="list-style-type: none"> *伝統・芸術文化公演 ・各文化芸術団体を支援し、ふるさと文化祭事業（作品展、芸能発表会）を充実する。 ・町美術展事業を充実する。 ・ロビー展の充実を図る。 ・図書室運営事業を充実する。 ・社会教育委員会や公民館運営審議会の会議や研修をさらに充実する。 ・学生への自習室として公民館を無料開放する。 ・子育て学習事業おひさまとして、未就学の乳幼児親子への友だちづくりや社会性の第1歩の場として提供する。 <ul style="list-style-type: none"> *年齢別親子グループ活動 *体操教室 *学習会等 ・児童センターきらきら館として、子どもから大人まで“人と人のふれあいができるコミュニティー”の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> *学習会 *季節のイベント 等 <p>イ 社会教育施設の充実</p> <p>(ア)中央公民館・神崎公民館・児童センターきらきら館の活用推進と整備改善、地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業実績 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業参加者数割合 ・シニアカレッジ受講者数割合 ・講演事業・文化祭事業実績等 ○展示実績 ○運営実績 <ul style="list-style-type: none"> ・図書の貸し出し ・公民館の利用  <ul style="list-style-type: none"> ○各施設の活用実績と整備改善状況

(3) 郷土の歴史や伝統文化に親しみと誇りを感じる心の醸成

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 文化財の保存活用</p> <p>(ア) 地域創生を見据えた文化財保存活用計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神河町歴史文化遺産保存活用地域計画」を基に、歴史文化遺産の保存、継承、活用の取組を推進する。 ・神河町の歴史史料の調査研究や保存事業を推進する。 ・歴史史料の調査・研究を行う。 (古文書整理・調査・研究) (民俗民話伝承資料等整理・調査・研究) ・歴史文化遺産を活用した展示会等の事業を開催し、神河町の歴史文化を再確認する場を提供する。 ・文化財保護審議会や歴史文化遺産保存活用協議会等を開催し、歴史文化遺産の保護や保存に取り組む。 <p>(イ) 神河町の歴史文化遺産の次世代への継承の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の伝承・伝統文化事業等を支援する。 ・「播但貫く、銀の馬車道・鉾石の道」日本遺産認定を契機とした、歴史文化遺産を活用したまちづくり事業や生涯学習事業との連携を図る。 ・兵庫県で初めて国に認定された「神河町歴史文化遺産保存活用地域計画」に基づき、神河町の歴史文化遺産の保存・活用を計画的・継続的に実施し、文化財の次世代継承に向けた取組を推進する。 <p>(ウ) 町史編さん事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の歴史を再認識するために、町の歴史・文化の形成過程を明らかにし、地域の歴史に関する正しい理解を深め郷土愛を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「神河町歴史文化遺産保存活用地域計画」の推進と広報 ○歴史資料の調査・研究や保存事業の推進 ○歴史文化遺産の活用と展示実績 ○文化財保護審議会や歴史文化遺産保存活用協議会等の開催実績  <ul style="list-style-type: none"> ○講師（地域の方）招聘による「ふるさと学習」への派遣実績 ○町史編さん事業の推進

(4) 生涯を通じたスポーツ活動・交流の促進

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 競技スポーツ・生涯スポーツ・障がい者スポーツの推進</p> <p>(ア) 生涯スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでもどこでも楽しく体を動かす取組を推進し、健康づくりと体力増進を図る。 ・スポーツ推進委員会を中心に各種教室や大会を実施したり、研修を深めたりする。 *神河マラソン大会、ロープジャンプX大会等の各種スポーツ大会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ体操やウォーキングなど日常的なスポーツ活動の取組への啓発 ○各種スポーツ大会参加者数割合

<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体との連携強化を図り、体育協会や青少年育成団体、各クラブの事業を支援する。 ・「スポーツクラブ21ひょうご」の継続に努める。 ・「スポーツ・文化顕彰制度」を継続することにより、それぞれの推進に努める。 <p>(イ) 体育施設の活用推進と整備改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はにおか運動公園等の施設の活用推進と整備改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各団体への支援実績 ○顕彰実績 ○各体育施設の利用者実績と整備改善状況
--	--

(5) 青少年健全育成の推進

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 学校・家庭・地域が協力し、関係機関との連携のもと青少年の健全育成に向けた取組の推進</p> <p>(ア) 青少年健全育成事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権・青少年健全育成合同大会を実施する。 ・人権啓発講演会を実施する。 ・万引き防止ポスター・標語募集と掲示を行う。 ・成人式事業を推進する。 (実行委員会の企画・準備・実施への支援) <p>(イ) 青少年の健全育成に向けた関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、町青少年補導委員会、郡補導センターとの連携協力し研修会を実施する。 ・町内巡回補導や列車補導等を実施する。 ・住民への広報活動等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成各事業の実施実績 ○成人式事業への支援及び実績 ○補導活動や広報活動、研修活動等の実績

6 教育委員会活動の推進

神河町教育委員会の主要な施策や事務事業について、評価・改善に取り組み、学校教育・社会教育の課題や方向性を明確にし、町民の信頼に応えるため、適切かつ効率的な教育行政に取り組む。

施策や具体的実践	評価の基準
<p>ア 教育委員会の主要な施策や事務事業の推進</p> <p>(7) 教育委員会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人事交流・管理・支援の充実を図る。 ・教育予算の充実を図る。 ・総合教育会議を開催する。 ・教育委員会活動の充実を図る。 <p>(イ) 教育委員会の支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の研修を進める。 ・学校教育事業の推進を図る。 ・社会教育事業の推進を図る。 <p>(ウ) 教育委員会の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な学校（園）施設設備の整備を進める。 ・社会教育施設の整備と在り方を検討する。 ・学校図書館の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会への参加実績 ○総合教育会議の実施実績 ○教育委員会の会議回数 ○町教職員研修事業の実績と参加率 ○学校・園・所施設訪問指導助言実績 ○事業の実施と成果 ○学校図書館の図書標準冊数達成率

神河町教育基本計画策定委員名簿

氏名	選出区分		所属等	備考
藤原 雄三	学校教育	教育委員	教育委員会	会長
辻井 光明	社会教育	社会教育委員長	社会教育委員会	副会長
渡邊 文明	社会体育	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員会	
立石 浩	学校代表	町代表校長	寺前小学校	
澤田 道代	幼稚園代表	幼稚園代表	神崎幼稚園	
岩城 正彦	学識経験・地域	区長会長 学識経験者・評価委員	町区長会 教育委員会評価委員会	
佐古 文博	学識経験・地域	学識経験者・評価委員	教育委員会評価委員会	
近澤由佳子	地 域	評価委員	教育委員会評価委員会	
太田 雅己	地 域	評価委員	教育委員会評価委員会	
多田 千春	地 域	評価委員	教育委員会評価委員会	
立岩 宏一	生涯学習	公民館長	中央公民館	
井門真由美	子育て支援	子育てインストラクター	児童センター	

第3期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）策定の経緯

- 令和2年11月9日 第1回委員会
 - ・委員の委嘱
 - ・会長、副会長の選任
 - ・策定の趣旨説明
 - ・教育委員会評価の結果報告
 - ・第3期かみかわ教育創造プラン（素案）の概要説明

- 令和2年12月3日 神河町総合教育会議
 - 第3期かみかわ教育創造プラン（大綱）の協議・承認

- 令和2年12月11日 第2回委員会
 - 第3期かみかわ教育創造プラン（案）の協議

- 令和3年1月21日 第3回委員会
 - 第3期かみかわ教育創造プラン（案）の協議・承認

- 令和3年2月3日 神河町教育委員会
 - 第3期かみかわ教育創造プラン（案）の承認



神河町の子どもたち

教職員 町民 一人ひとりが

か かがやきあって

み みとめあって

か かがわりあって

わ わかりあって

かみかわの教育を創造しよう



第3期かみかわ教育創造プラン

(神河町教育基本計画)

策 定	神河町教育基本計画策定委員会
発 行	令和3年4月1日 神河町教育委員会 兵庫県神崎郡神河町寺前64
TEL	0790-34-0212
FAX	0790-34-0645
E-mail	kyouiku@town.kamikawa.hyogo.jp